

「農地法第3条許可申請」にかかる必要書類一覧表

★事前相談

事前に農業委員会事務局にてご相談ください。

★申請書等の提出

郵送、ファックス、Eメールでの受付はできません。お手数ですが、農業委員会事務局までお越しください。

★提出部数

1部

★原本証明

原本の代わりに写し（コピー）を提出する場合は、必ず原本証明をお願いします。

★申請書の受付締切日

- ・毎月5日です（5日が閉庁日の場合は、翌開庁日）。
- ・締切日以降の提出は、翌月分扱いとなりますので、ご注意ください。

★許可又は不許可の決定

- ・毎月1回開催される定例総会（21日が閉庁日の場合は、翌開庁日）で審議のうえ、許可又は不許可の決定をします。
- ・指令書の交付は、翌日以降となります。準備ができ次第、農業委員会事務局から連絡させていただきます。

★留意事項（重要）

申請書類に不備や不足がある場合は受付できません。提出する際には、十分ご確認ください。

R7.8

必要書類	内 容	チェック
①農地の申請確認書	・まずは、下記の必要書類を整え、担当委員（農業委員及び農地利用最適化推進委員）に現地立会を依頼し、「農地の申請確認書」への署名を依頼してください。 ・次に、申請書類一式に担当委員が署名した申請確認書を添付のうえ、農業委員会事務局まで書類の提出をお願いします。 ※担当委員の連絡先は、農業委員会事務局までお問い合わせください。	☐
②農地等の権利移動の許可申請書	様式第1号	☐
③住民票	・譲受人（賃借人）…世帯全員のもの ・譲渡人（賃貸人）…本人のみ ※発行後3カ月以内	☐
④土地の登記事項証明書 （全部事項証明書に限る。）	発行後 3カ月以内の原本 （登記官証明印付） ※原本証明（写し）不可	☐
⑤位置図	方位及び申請地の位置を示したもの （縮尺1/50,000～1/10,000）	☐
⑥付近見取図（住宅地図等）	方位及び申請地の位置、周囲の状況を示したもの （縮尺1/3,000～1/1,500）	☐
⑦字限図（公図）	法務局発行のもの ※（一財）民事法務協会がインターネットで運営している「登記情報提供サービス」で取得した不動産登記情報（地図・図面）を印刷したものに、図面情報に相違ない旨と同サービスから情報を入手した日付及び情報を入手した者の住所、氏名を記載し押印したものでも可	☐
⑧営農計画書	営農計画等を記載したもの（参考様式有り） ※すべての譲受人について提出必要	☐

必要書類	内 容	チェック
⑨誓約書	申請を行うにあたり誓約したもの（参考様式有り） ※すべての譲受人について提出必要	☐
⑩委任状	＜行政書士等へ申請を委任する場合＞	☐
⑪他市町村の農業委員会発行の耕作証明書等	＜ 淡路市外 で営農している場合＞	☐
⑫定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書	＜ 法人 の場合＞	☐
⑬組合員名簿又は株主名簿の写し	＜ 農地所有適格法人 の場合＞	☐
⑭農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙２）	※上記⑫も必要です。	☐
⑮賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し	＜解除条件付賃借（賃借権又は使用貸借による権利）の場合＞ （許可の要件：次の①②③の全てを満たすこと。） ①書面による解除条件付賃借での契約であること。 ②地域の農業における他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ③法人の場合は、業務執行役員又は権限及び責任を有する使用人のうち１人以上が耕作又は畜産の事業に常時従事すること。	☐
⑯その他	必要に応じ、追加の書類が必要な場合があります。	☐